2023 年度

（第12期）

事業報告及び計算書類等

自　2023 年 4 月 1 日

至　2024 年 3 月 31 日

株式会社国際協力銀行

目　　次

【事業報告】

事業報告 ・・・ 1

1　当行の現況に関する事項 ・・・ 1

2　株式に関する事項 ・・・ 12

3　新株予約権等に関する事項 ・・・ 12

4　役員に関する事項 ・・・ 13

5　会計監査人に関する事項 ・・・ 18

6　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要 ・・・ 19

7　会社の支配に関する基本方針 ・・・ 24

附属明細書（事業報告関係） ・・・ 25

【計算書類】

計算書類（株式会社国際協力銀行）・・・ 26

計算書類（株式会社国際協力銀行）の附属明細書 ・・・ 36

計算書類（一般業務勘定）・・・ 40

計算書類（一般業務勘定）の附属明細書 ・・・ 58

計算書類（特別業務勘定）・・・ 62

計算書類（特別業務勘定）の附属明細書 ・・・ 77

【監査報告】

1　独立監査人の監査報告書謄本 ・・・ 80

2　監査役会の監査報告書謄本 ・・・ 86

3　監査役の監査報告書謄本 ・・・ 88

【決算報告書】

1　決算報告書 ・・・ 94

2　監査役の意見書 ・・・ 99

【財産目録】

財産目録 ・・・ 100

（注）本報告書の計数について

（１）単位未満の計数

件数及び金額の単位未満は切り捨てた。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがある。

（２）表示方法

単位に満たない場合は「０」と、該当数字のない場合は「－」と表示した。

事業報告

2023年４月１日から
2024年３月31日まで

１　当行の現況に関する事項

当期におきましては、当行は、株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC法」という。）第11条に定められた業務を行いました。

（１）事業の経過及びその成果

世界経済がコロナ禍から回復してきた一方で、ロシアによるウクライナ侵攻は食料・エネルギー価格の高騰等を通じて世界経済に影響を及ぼしています。インフレに対処するための米国の金融引き締めは世界の経済活動を鈍化させ、特に開発途上国は債務コストの上昇に見舞われています。かかる中、イスラエル・ハマス間の紛争が発生するなど、国際情勢は依然として不透明感を増しています。また、世界は、脱炭素化の実現とエネルギー安全保障の両立、食料問題といった、持続可能な成長に影響を与える地球規模の諸問題にも直面しており、各国はサステナビリティ分野への投資誘導のための政策動員、国際協調によるプラットフォームや制度設計など多様な取り組みを進めています。

こうした中、我が国経済は、上記の影響を受けつつ、パンデミック後の反動による需要増加や緩和的金融環境、政府の経済対策の効果等に支えられ緩やかな回復を見込む一方、ウクライナ侵攻、世界規模での気候変動・災害問題、エネルギー・食料問題を含む経済安全保障に対応したサプライチェーンの再構築、生成AIの普及にも象徴されるDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展など、国内外の歴史的・構造的な変化と課題に直面しています。これらの課題に対し、日本政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画　2023改訂版」（いずれも2023年６月16日閣議決定）を公表し、持続可能な経済社会の実現に向け「人への投資」や「GX・DX等への投資」等を謳った「新しい資本主義」の推進を掲げています。また、「インフラシステム海外展開戦略2025（令和５年６月追補版）」（2023年６月１日改訂）では、「新しい資本主義」を踏まえ、①DX等新たな時代の変革への対応の強化、②脱炭素社会に向けたトランジションの加速、③「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）を踏まえたパートナーシップの促進、④コアとなる技術・価値の確保、⑤売り切りから継続的関与への多様化の促進、⑥質高インフラに向けた官民連携の推進が謳われており、具体的施策として、株式会社国際協力銀行法の一部改正も通じたサプライチェーン強靭化の支援や、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想の推進、スタートアップ企業支援など積極的なリスクテイクを通じた公的金融機関による支援拡充等を掲げています。

このように、グローバルな環境変化が起こる中、当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（１）日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、（２）日本の産業の国際競争力の維持及び向上、（３）地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、（４）国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処、の４つの分野の業務を行い、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とし、かかる分野における出融資保証案件への積極的な対応を行っております。

これらの業務を遂行するに当たり、当行は企業理念として、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展（ひら）きます。」を掲げています。これは、当行にとってのコア・バリューである、「現場主義」「顧客本位」「未来志向」の３つを表すものです。当行にとって、「現場主義」とは、

海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造することであり、「顧客本位」とは、お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげ、独自のソリューションを提供すること、そして、「未来志向」とは、安心で豊かな未来を見据え、高い専門性を発揮し、日本と世界の持続的な発展に貢献することです。

こうした理念を踏まえつつ、当行は今後 10 年先を見据えたあるべき姿として、「海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く『羅針盤』でありたい。」という中長期ビジョンを掲げるとともに、第４期中期経営計画（2021～2023 年度）を策定し、SDGs・脱炭素社会の実現に向けたイノベーションや、不可逆的に進展するエネルギー変革・デジタル変革を見据え、「変革の時代の羅針盤」をテーマに、第４期中期経営計画で定めたそれぞれの目標の達成に取り組んできました。2023 年 10 月１日には「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」の全部が施行され、①日本企業のサプライチェーンや産業基盤を支える外国企業を融資対象に追加、②日本企業が物資を海外で引き取る場合も輸入金融の対象に追加、③日本企業のサプライチェーン強靭化に係る海外事業資金を国内大企業経由の融資対象に追加、④海外事業を行う国内スタートアップ企業や中堅・中小企業への出資・社債取得等を業務に追加、⑤特別業務勘定の対象分野に資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等を追加、⑥保証の対象に国際金融機関を追加、といった機能強化がなされました。当行は、かかる機能強化を通じ、イ.複雑化する国際情勢下でのバリューチェーン全体を戦略的に俯瞰した的確な案件発掘・組成、ロ.国際機関や同志国機関との協働・連携、ハ.海外駐在員事務所も活用した現地国政府・機関・企業へのエンゲージメント、ニ.特別業務も活用した積極的なリスクテイク、などに取り組んでいます。また、2023 年 10 月に第３次グリーンボンドを発行し、12 月には気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に基づく情報開示の内容を拡充・公表するなど、サステナビリティ関係の対応も進めております。

当行の具体的な出融資保証業務内容は以下のとおりです。日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進する取り組みとして、チリにおける銅鉱山拡張事業やベトナムにおけるバイオマス燃料の製造・販売事業に対する融資を行いました。

日本の産業の国際競争力の維持及び向上に向けた取り組みとして、「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用した支援を行いました。インフラ分野では、英国における海底送電事業やフランスにおける洋上風力発電事業に対する融資を行いました。サプライチェーン強靭化支援として、米国における半導体等の製造に必要な化学品等の輸送・保管事業向け融資を行いました。海外 M&A の分野では、眼科領域に特化した治療薬の研究開発を行うバイオ医薬品企業の買収案件に対する融資を行うなど、海外における事業拡大や新たな事業展開を支援しました。イノベーション支援として、中東欧地域のスタートアップ企業に投資を行うファンドに出資いたしました。中堅・中小企業の海外事業展開については、ASEAN 諸国等の各国において、現地通貨建て融資も活用しつつ積極的な支援を行いました。

地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する取り組みとして、「グローバル投資強化ファシリティ」のサステナビリティ推進ウインドウを活用し、ベナンにおける太陽光発電事業、台湾における洋上風力発電案件に対する融資や、インドにおける環境保全分野や日本企業と協業可能性のあるプロジェクト等に投資するファンドへの出資を行いました。

こうした取り組みの結果、当期の当行の出融資保証承諾額は２兆 374 億円となりました。

（２）財産及び損益の状況

（単位：百万円）

		第９期 （2020年４月１日 ～2021年３月31日）	第10期 （2021年４月１日 ～2022年３月31日）	第11期 （2022年４月１日 ～2023年３月31日）	第12期（当期） （2023年４月１日 ～2024年３月31日）
株式会社国際協力銀行	経常収益	283,665	309,943	657,216	1,123,950
	経常利益	44,215	14,771	159,877	63,811
	当期純利益	44,225	14,774	159,890	62,934
	純資産額	3,042,480	2,897,414	2,937,797	2,979,929
	総資産	16,874,791	18,423,753	20,146,000	21,651,336
一般業務	経常収益	282,755	309,480	655,075	1,122,254
	経常利益	43,727	14,625	158,912	63,607
	当期純利益	43,737	14,629	158,926	62,730
	純資産額	2,740,376	2,583,630	2,612,316	2,649,504
	総資産	16,566,058	18,103,746	19,814,638	21,314,335
特別業務	経常収益	1,373	1,896	2,234	1,796
	経常利益	487	145	964	203
	当期純利益	487	145	964	203
	純資産額	302,104	313,783	325,481	330,424
	総資産	308,754	320,046	331,398	337,035

（注）　１　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

２　2016年10月１日に特別業務勘定が設置され、一般業務勘定と特別業務勘定を区分して表示しています。

（３）資金調達及び主要な借入先、設備投資

イ　資金調達の状況及び主要な借入先等

当期に行った資金調達及び当期末における主要な借入先及び借入額は、次のとおりです。

（イ）主要な資金調達の状況

（単位：億円）

	主要な資金調達方法	当期調達額
株式会社国際協力銀行	借入	56,326
	財政融資資金	9,527
	外国為替資金	46,799
	社債	7,663
	出資金	1,030
	（計）	65,020
一般業務	借入	56,326
	財政融資資金	9,527
	外国為替資金	46,799
	社債	7,663
	出資金	980
	（小計）	64,970
特別業務	借入	－
	財政融資資金	－
	外国為替資金	－
	社債	－
	出資金	50
	（小計）	50

（注）　１　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

２　外国為替資金及び社債に関して、当期調達額は原則調達実行時の前月末為替レートで換算した金額を計上しています。

３　社債に関して、当期調達額は当期発行額を計上しています。

（ロ）主要な借入先等

（ａ）　借入金

（単位：億円）

	借入先	当期借入額	当期末残高
株式会社国際協力銀行	財政融資資金	9,527	29,525
	外国為替資金	46,799	62,414
	（　計　）	56,326	91,939
一般業務	財政融資資金	9,527	29,483
	外国為替資金	46,799	62,414
	（小計）	56,326	91,897
特別業務	財政融資資金	－	42
	外国為替資金	－	－
	（小計）	－	42

（注）　1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2　外国為替資金に関して、当期借入額は原則借入実行時の前月末為替レートで換算した金額を、当期末残高は 2024 年３月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

（ｂ）　社債

（単位：億円）

	当期発行額 （上段：政府保証債 下段：財投機関債）	当期末残高 （上段：政府保証債 下段：財投機関債）
株式会社国際協力銀行	7,663	66,168
	－	200
一般業務	7,663	66,168
	－	200
特別業務	－	－
	－	－

（注）　1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2　政府保証債（外貨建て）の当期発行額については、原則発行時の前月末為替レートで換算した金額を、当期末残高は 2024 年３月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

（ｃ）　出資金

（単位：億円）

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社国際協力銀行	一般会計出資金	－
	産業投資出資金	1,030
	（　計　）	1,030
一般業務	一般会計出資金	－
	産業投資出資金	980
	（小計）	980
特別業務	一般会計出資金	－
	産業投資出資金	50
	（小計）	50

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ　設備投資

当期に行った設備投資等は、次のとおりです。

（イ）設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額
12,583

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

（ロ）重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
情報システム関連設備投資	8,384
研修等を目的とした施設の改修工事	951
竹橋合同ビル・低層冷熱源システム更新等工事	107

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

（４）現況に関する重要な事項

当行は、JBIC 法に基づき、株式会社日本政策金融公庫から分離され、2012 年４月１日に設立されました。なお、当期における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項等は、次のとおりです。

イ　重要な法令等の改正

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和五年四月一四日法律第一一号）の公布・施行（日本の国際競争力の維持・向上に資する日本のサプライチェーンの強靱化やスタートアップ等のリスクテイク推進、ウクライナの復興を支援するもの）。

ロ　認可等を受けた事項

（イ）役員の選任

2023 年６月 21 日の株主総会において決議、同日認可

（ロ）政府からの借入及び社債

2023 年度の社債発行及び外国通貨長期借入金の借入れの基本方針を策定、2023 年４月３日認可

（５）当行の概要

イ　沿革

2011 年５月２日	「株式会社国際協力銀行法」公布・施行
2012 年４月１日	株式会社国際協力銀行設立
2012 年９月 30 日	駐留軍再編促進金融業務を終了
2012 年 11 月 30 日	駐留軍再編促進金融勘定を廃止
2016 年５月 18 日	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」公布・一部施行
2016 年 10 月１日	特別業務を開始
2017 年６月 30 日	株式会社 JBIC IG Partners 設立
2023 年４月 14 日	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」公布 （一部、2023 年４月 15 日施行）
2023 年 10 月１日	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」施行

ロ　主要な事業の内容

当行は、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、日本の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

かかる目的のもと、当行は、当期末現在、JBIC 法第 11 条に規定する業務を行っています。

ハ　主要な営業所の状況（本店、大阪支店、海外駐在員事務所）

当期末における当行の主要な営業所は、本店１、大阪支店１、海外駐在員事務所 18 です。

本店　：　東京都千代田区大手町一丁目４番１号

大阪支店　：　大阪市北区梅田二丁目２番 22 号　ハービス ENT オフィスタワー23 階

海外駐在員事務所：　北京、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニューデリー、シドニー、モスクワ、ロンドン、パリ、イスタンブール、ドバイ、ニューヨーク、ワシントン、ブエノスアイレス、メキシコシティー、リオデジャネイロ

ニ　主要な使用人の状況

	区　　分	人　　数
当行	職　　員	699 名

（注）職員数は、2023 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでおりません。

ホ　重要な親会社及び子会社の状況

（イ）親会社の状況

該当ありません。

（ロ）重要な子会社の状況

会社名	資本金等	議決権所有割合	主な事業内容	特記事項
株式会社 JBIC IG Partners	500 百万円（資本金 250 百万円、資本準備金 250 百万円）	51%	海外向け投資ファンドに対する投資助言業務等	2017 年 6 月 30 日設立
英領ケイマン諸島法人 Russia-Japan Investment Fund, L.P.	－	－	ロシア連邦等に投資を行うファンド	2017 年 9 月 7 日設立

（６）対処すべき課題

当行における具体的な対処すべき課題は、以下のとおりです。

＜第４期中期経営計画（2021～2023 年度）の推進＞

当行は、コロナ禍が経済に大きな影響を及ぼす中、ポストコロナを見据えた産業・社会の構造的な変革、気候変動問題に対処するための円滑なエネルギー移行の実現、新常態における消費ニーズや地政学リスクの高まりを視野に入れたグローバル・サプライチェーンの見直し・最適化といった課題に対処するため、2021 年６月、第４期中期経営計画(2021～2023 年度)を策定しました。本中期経営計

画の中では、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」という企業理念の下、今後10年先を見据えたあるべき姿として、「海図なき世界情勢の中で、日本の力で未来を築く『羅針盤』でありたい。」という中長期ビジョンを掲げ、SDGs・脱炭素社会の実現に向けたイノベーションや、不可逆的に進展するエネルギー変革・デジタル変革を見据え、「変革の時代の羅針盤」をテーマに、６つの重点取組課題を設定し、その下に17の取組目標を置いて、それぞれの目標の達成に取り組みました。

＜第４期中期経営計画（2021～2023年度）の概要＞

重点 取組課題	取組目標
（１）国際経済社会の持続可能な発展に向けた地球規模課題への対処	
	①　脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応 ②　社会的課題の解決に資する事業に対する支援
（２）産業・社会構造の変革下における我が国企業の国際競争力強化支援	
	①　国際的なサプライチェーンの強靱化・再構築への対処 ②　デジタル変革等に向けた我が国企業のM&A・技術獲得への支援
（３）質の高いインフラ海外展開に向けた戦略的取組の推進	
	①　我が国企業の強みを生かした海外インフラ事業への参画に対する支援 ②　多国間連携・国際金融機関等との連携の推進
（４）経済情勢の変化に即応した政策金融機能の発揮	
	①　コロナ禍の影響を受けた海外事業に対する機動的対応 ②　政策的重要性の高い国・地域に対する戦略的取組 ③　中堅・中小企業支援を含む政策金融機関としての業務の着実な実施 ④　政策金融機関としてのリスクテイク機能の強化 ⑤　民間資金動員の更なる推進
（５）外部環境の変化に対応する業務体制の整備	
	①　ビジネス環境・顧客ニーズの変化に即した業務体制の整備 ②　金利指標改革への適切な対応 ③　ウィズコロナ/ポストコロナ下における適切かつ効率的な審査・与信管理
（６）新常態に対応する効率的な組織運営	
	①　新常態に対応するデジタル環境の整備 ②　多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進 ③　コンプライアンス態勢の実効性強化

＜サステナビリティに関する事項＞

当行はサステナビリティ実現に向けた強いコミットメントを示すため、株式会社国際協力銀行ESGポリシーを策定し、とりわけ国際経済社会にとって対応が急務となっている気候変動問題への対応方針を公表しております。

かかるポリシーに基づき、パリ協定の国際的な実施に向け、2030年までの自らの温室効果ガス(GHG)

排出量ネットゼロの達成、2050 年までの投融資ポートフォリオの GHG 排出量ネットゼロの達成を追求するとともに、これまで培ってきた各国政府・政府機関などとの関係をもとに、エンゲージメントを行い、新興国・途上国におけるエネルギートランジションを加速させ、世界全体でのカーボンニュートラル実現に貢献してまいります。

また、2023 年４月に人権方針を公表しました。人権尊重を重要かつ積極的に取り組むべき課題と認識し、組織としての人権尊重に対するコミットメントを示したうえで、顧客及びサプライヤーによる人権尊重への期待を表明しています。

当行は、企業理念、中長期ビジョン及び第４期中期経営計画を念頭に、変革の時代における羅針盤としての役割を果たすべく、サステナビリティに関する取り組みを一層強化し、ステークホルダーの皆様と対話を重ねながら、国際経済社会の持続可能な発展と地球規模課題の解決に向け取り組んでいます。

＜株式会社国際協力銀行 ESG ポリシーの概要＞

（１）サステナビリティの実現に向けた取組方針	
Environment	① 出融資等を通じた脱炭素社会の実現に向けたエネルギー変革への対応 ② 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに沿った自然環境等への配慮確認 ③ グリーンボンドの発行
Social	① 出融資等を通じた社会的課題解決に資する事業に対する支援 ② 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに沿った地域社会等への配慮確認 ③ 多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進
Governance	① サステナビリティ推進体制の強化 ② コンプライアンス態勢の実効性強化 ③ 外部イニシアチブへの参加
（２）気候変動問題への対応方針	
① パリ協定の国際的な実施に向けた貢献 ● 2030 年までの自らの GHG 排出量ネットゼロの達成の追求 ● 2050 年までの投融資ポートフォリオの GHG 排出量ネットゼロの達成の追求 ② 気候変動関連ファイナンスの強化 ③ 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づく気候関連情報開示の推進 ④ 環境社会に配慮した出融資等の取組	

＜ウクライナ侵攻に伴う対ロシア制裁について＞

当行は、我が国企業による海外事業展開や資源確保等を支援する観点からロシア向けに出融資保証業務を実施してまいりました。こうした中、2022 年２月以降のロシアによるウクライナ侵攻を受けて、日本政府を含む各国政府は対ロシア制裁を実施しており、これを受けてロシア政府からは大統領令等の対抗措置が実施されております。また、これによって、市場環境等の変化も生じております。このような状況を踏まえ、当行としても、各国政府等による制裁やこれを受けたロシア政府の対

抗措置の動向を注視しつつ対応を進めております。

＜人的資本、多様性に関する取り組み＞

企業理念、中長期ビジョンを踏まえ、政策金融機関としての目的を達成していくためには、人的資本、すなわち本行で働く役職員が、金融に関する「専門性」、複雑化する国際関係の中で日本と国際経済社会の発展を見据えられる「公共性」と「国際性」、そのいずれをも高い水準で備え、そして活躍してもらうことが必要となります。このため、第４期中期経営計画では、「多様な職員の能力と活力を引き出す人材育成と働き方改革の推進」を取組目標として掲げ、優れた人材の獲得・育成やその活躍を後押しする取組を実施してきました。

また、当該取組目標及びコロナ禍により生じた行動変容を踏まえ、「全職員が、それぞれの価値観に合った働き方で、活力をもって持続的に働ける組織を作り、新常態での組織基盤を強靭化する」ことを目的とした、「第２期働き方改革基本計画（2021～2023 年度）」を策定し、これに基づく施策を実行して参りました。

具体的には、オフィスワークとテレワークを組み合わせたハイブリッドワークの継続的推進、電子化を中心とした情報基盤整備と業務効率化、グループアドレス導入等のオフィス・テレワーク環境整備、LearningManagementSystem（LMS）導入等のリモート環境下での人材育成強化、自律的なキャリア形成・能力開発支援、職員の心身の健康増進、男性育休の普及を含む育児・介護等と仕事の両立支援、勤務体制の柔軟化等の諸施策に取り組んできました。

2　株式に関する事項

（1）株式数

発行可能株式総数　　5 兆 1,640 億株

発行済株式の総数　　2 兆 618 億株

（2）当期末株主数

１名

（3）大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
財　務　大　臣	2 兆 618 億株	100%

3　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4　役員に関する事項

（１）取締役及び監査役に関する事項

2024年３月31日現在

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職
林　　信　光	代表取締役総裁（監査部）	－
天　川　和　彦	代表取締役副総裁（資源ファイナンス部門及びエクイティファイナンス部門）	株式会社JBIC IG Partners 取締役（非常勤）
橋　山　重　人	代表取締役専務取締役（企画部門及び産業ファイナンス部門）	－
大　石　一　郎	常務取締役（審査・リスク管理部門、米州地域に係る国別業務方針に関する事項、国際機関連携、日米豪連携）	－
田　中　一　彦	常務取締役（財務・システム部門、アジア大洋州地域に係る国別業務方針に関する事項）	－
谷　本　正　行	常務取締役（インフラ・環境ファイナンス部門、欧阿中東地域に係る国別業務方針に関する事項）	－
前　田　匡　史	取締役会長	内閣官房参与（海外ビジネス投資支援） 株式会社JBIC IG Partners 取締役会長（非常勤） 株式会社経営共創基盤顧問株式会社SDGインパクトジャパン社外取締役（非常勤）
小　泉　慎　一	取締役（社外取締役）	株式会社ディー・エヌ・エー常勤監査役 株式会社Preferred Networks 取締役
川　村　嘉　則	取締役（社外取締役）	阪神電気鉄道株式会社取締役 DMG森精機株式会社監査役
那　須　規　子	常勤監査役	独立行政法人自動車事故対策機構監事（非常勤）
土　屋　光　章	監査役（社外監査役）	日本原子力発電株式会社監査役 合同製鐵株式会社取締役 日本曹達株式会社取締役

本　村　　彩	監査役（社外監査役）	稲葉総合法律事務所パートナー弁護士 イオン・リートマネジメント株式会社コンプライアンス委員会外部委員 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社社外取締役 平和不動産リート投資法人執行役員 株式会社 JBIC IG Partners 監査役（非常勤）

（注）１　取締役　小泉　愼一氏及び川村　嘉則氏は、会社法第２条第 15 号に定める社外取締役です。

２　監査役　土屋　光章氏及び本村　彩氏は、会社法第２条第 16 号に定める社外監査役です。

３　監査役　土屋　光章氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。

４　監査役　本村　彩氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有する者です。

５　取締役　小泉　愼一氏、取締役　川村　嘉則氏、監査役 土屋　光章氏、監査役 本村　彩氏が兼職している法人等と当行との関係については、以下（２）イをご参照ください。

（２）社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ　社外役員の重要な兼職等の状況

社外役員の重要な兼職については、上記（１）をご参照ください。

取締役　川村　嘉則氏が監査役を務める DMG 森精機株式会社と当行の間には、通常の営業取引があります。取締役　川村　嘉則氏が取締役を務める阪神電気鉄道株式会社と当行の間には、不動産賃貸借に関する取引があります。

監査役　本村　彩氏が社外取締役を務める伊藤忠テクノソリューションズ株式会社と当行との間には、情報システムに関する取引があります。また、同氏が社外監査役を務める株式会社 JBIC IG Partners は当行の連結子会社です。

上記以外には、社外役員の重要な兼職先と当行との間に開示すべき関係はありません。

ロ　社外役員の主な活動状況

氏　　名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
小泉　愼一 （社外取締役）	当期に開催された取締役会 14 回の全て、内部監査委員会３回のうち２回に出席。 社外取締役である小泉氏には、民間企業役員として海外事業展開やクロスボーダーM&A を含めた企業経営に中心的に携わってきた経験、政府委員として政府方針策定に繋がる議論に参加してきた経験、経団連会長特別アドバイザーとして関与してきた経団連での様々な経験等を通じて得た識見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、取締役会の監督機能の重要な担い手として、業務執行の監督を行う役割を期待しております。 当期においては、小泉氏は、取締役会における中期経営計画に係る審議等において、民間企業での経験を活かしてスタートアップ支援やサステナビリティ推進の考え方等に係る意見を積極的に提示したほか、内部監査委員会にも構成員として出席し、いずれも客観的な見地から審議の活発化及び意思決定に貢献しました。また、経営諮問・評価委員会に１回及びリスク・アドバイザリー委員会に２回、それぞれ委員として出席し、取締役会での議論も踏まえた発言を行い、委員会としての審議の活発化と客観性のある意思決定に貢献しました。
川村　嘉則 （社外取締役）	当期に開催された取締役会 14 回の全て、内部監査委員会３回の全てに出席。 社外取締役である川村氏には、民間金融機関役員として国際業務や投資銀行業務を含めた企業経営に中心的に携わってきた経験や政府委員として政府方針策定に繋がる議論に参加してきた経験を通じて得た識見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、取締役会の監督機能の重要な担い手として、業務執行の監督を行う役割を期待しております。 当期においては、川村氏は、取締役会における中期経営計画に係る審議等において、民間金融機関での経験を活かして組織運営の考え方や民間金融のプラクティス、顧客志向等の観点から意見を積極的に提示したほか、内部監査委員会にも構成員として出席し、いずれも客観的な見地から審議の活発化及び意思決定に貢献しました。また、経営諮問・評価委員会に２回及びリスク・アドバイザリー委員会に２回、それぞれ委員として出席し、取締役会での議論も踏まえた発言を行い、委員会としての審議の活発化と客観性のある意思決定に貢献しました。
土屋　光章 （社外監査役）	当期に開催された取締役会 14 回のうち 13 回に出席。 当期に開催された監査役会 14 回の全てに出席。 企業経営者としての経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行いました。

本村　彩 （社外監査役）	当期に開催された取締役会 14 回の全てに出席。 当期に開催された監査役会 14 回の全てに出席。 企業法務の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を行いました。

ハ　責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
小泉　愼一	会社法第 427 条第１項及び定款の規定により、同法第 423 条第１項の責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
川村　嘉則	
土屋　光章	会社法第 427 条第１項及び定款の規定により、同法第 423 条第１項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
本村　彩	

（３）常勤監査役の責任限定契約

那須　規子	会社法第 427 条第１項及び定款の規定により、同法第 423 条第１項の責任について、監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約

（４）役員等賠償責任保険契約

当行は、会社法第 430 条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の内容の概要等は以下のとおりです。

イ　被保険者の範囲

当行の取締役、監査役、執行役員（常務執行役員及び取締役会決議によらない執行役員を含む。）、専任審議役、地域統括、首席駐在員及び管理職従業員、当行が指示又は依頼して株式会社 JBIC IG Partners の役員に就任した者並びに当行から出向先（日本の会社法上の会社であって、その株式がいかなる取引市場においても公開取引されていないもの、又は当行が出資する外国法人のうち保険契約上で特に指定された会社に限る。）に役員として出向した者（当行が指示又は依頼して職務執行者に就任した者を含む。）。

ロ　保険契約の内容の概要

被保険者がイの地位にある者として業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求（株主代表訴訟及び当行からの請求に係るものを含む。）がされ、被保険者が法律上の損害賠償金又は争訟費用を負担することによって生ずる損害等を当該保険契約により塡補することとしています。保険料は取締役会の決議を経て全額当行が負担しています。当該保険契約によって被保険者である当行の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益若しくは便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は法令に違反するこ

とを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については塡補対象外としています。

（５）役員の報酬に関する事項

イ　取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2022 年６月 22 日開催の第 10 回定時株主総会において総額で年額 164 百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の人数は９名です。

監査役の報酬の額は、2012 年３月 30 日開催の創立総会において総額で年額 33 百万円以内と決議されております。当該時点において当該決議による定めの対象とされていた監査役の人数は３名です。

ロ　取締役及び監査役の報酬等の総額等

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取　締　役 （うち社外取締役）	９名 （２名）	163 百万円 （18 百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	32 百万円 （16 百万円）
合　計	12 名	196 百万円

（注）１　上記の報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額 10 百万円（取締役９百万円、監査役１百万円）が含まれています。

２　上記の報酬等の額以外に、社外監査役は、当期において、子会社からの役員報酬等として、４百万円を受領しています。

３　上記の報酬等の額以外に、役員退職慰労引当金繰入額として、14 百万円（取締役 13 百万円、監査役１百万円）を計上しています。

４　取締役及び監査役の報酬等に、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は含まれていないことから、報酬等の総額には業績連動報酬等でない金銭報酬の総額を記載しています。

５　上記の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

5　会計監査人に関する事項

（1）　会計監査人の状況

氏 名 又 は 名 称	当期に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士　西田　裕志 公認会計士　桒田　俊郎 公認会計士　橋本　宜幸	99 百万円	―

（注）1　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2　監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意しております。

3　当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。なお、当行は上記記載金額とは別に、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務として、2023 年度分 IFRS 財務諸表に関する監査業務について 52 百万円を対価とする契約を締結しています。

4　当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、米国証券取引委員会への 2023 年度年次更新書類同意書発出業務等についての対価を支払っています。

5　当行及び当行の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は 166 百万円です。

6　当行の重要な子会社のうち、Russia-Japan Investment Fund, L.P.は、当行の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

（2）責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第 340 条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査役会において検討いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案の内容を監査役会において検討いたします。

6　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」（内部統制基本方針）を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容（2024 年３月 31 日時点）及び当期における運用状況の概要は次のとおりです。

（１）取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ　当行及びその子会社（以下「当行グループ」と総称する。）の取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、当行及びその子会社がそれぞれ、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、当行及びその子会社それぞれの取締役及び職員に周知する。

ロ　当行グループの取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。

ハ　当行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、当行グループの法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

ニ　当行は、当行グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、委員会を置く。

ホ　当行は、当行グループのコンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

ヘ　当行は、当行グループとして反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

（運用状況の概要）

コンプライアンスを統括する部署である法務・コンプライアンス統括室が、各部署において遵守すべき法令等・内部規程の制定・改廃状況のフォローや必要な見直しを実施させているほか、コンプライアンス・マニュアルを制定しコンプライアンス研修等を通じて役職員等に周知している。また当行の子会社においても、子会社のコンプライアンスオフィサーが、役職員等への研修、指導、周知等の実施を行い、コンプライアンスへの取り組みを推進している。

また、当行グループの法令等遵守状況等のモニタリングに係る経営会議を５回実施しているほか、当行グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議・決定し、コンプライアンス及び顧客保護等管理に関する報告を受けるために経営会議から委任を受けたコンプライアンス・顧客保護等管理委員会の設置、内部通報制度（公益通報者保護法に基づく公益通報に関するものを含む。）の整備・運営、出融資保証等取引・経費支出等における反社会的勢力並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止（AML/CFT）への対応関連手続きを整備している。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ　当行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の当行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。

ロ　当行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。

ハ　取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

（運用状況の概要）

内部規程に基づき、取締役会の議事録のほか、役職員の職務の執行に係る文書を保存・管理している。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ　当行は、当行グループのリスク管理を行うことの重要性を認識し、当行グループの業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を当行及びその子会社それぞれにおいて定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

ロ　当行は、当行グループの各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、委員会を置く。

ハ　当行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の当行グループの危機管理に関する内部規程を当行及びその子会社それぞれにおいて定め、危機管理の態勢整備に努める。

ニ　当行は、危機事象が発生し当行グループの正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

（運用状況の概要）

当行グループでは、当行及びその子会社それぞれにおいて各種リスク管理を実施し、経営会議からの委任を受けて設置している統合リスク管理委員会において統合リスク管理に関する重要な事項の審議・決定を行っている。統合リスク管理委員会については 11 回開催し、各種リスク管理に関する方針及び重要な事項について審議・決定するとともに、当行グループのリスク管理の状況や統合リスク管理態勢整備の状況等についてモニタリングを実施した。情報セキュリティ・ICT 推進委員会については８回開催し、情報セキュリティ対策やインシデント発生時の緊急時対応計画等の審議を実施した。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ　取締役会は、経営計画を策定し、適切に当行グループとしての経営管理を行う。

ロ　当行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

ハ　当行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

ニ　当行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

（運用状況の概要）

第４期中期経営計画（2021～2023 年度）を策定し、当行グループの経営管理を適切に実施している。経営会議は 30 回開催し、取締役会からの委任事項の審議・決定を実施するとともに、業務決定会議や統合リスク管理委員会等各種会議・委員会を複数開催し、経営会議からの委任事項の審議・決定を実施した。

（５）当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ　当行は、当行グループの業務の適正を確保するため、当行の子会社の業務運営の管理に関して適切な措置を取る。

ロ　当行は、当行の子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当行に対する適切な報告体制を確立する。

（運用状況の概要）

当行の子会社の業務執行上の重要事項等は、四半期ごとに当行の取締役会に報告する体制を整備し、報告を実施している。

（６）業務の適正を確保するための内部監査体制

イ　当行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。

ロ　当行は、当行グループに対する内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。

ハ　当行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

ニ　監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき当行及び必要に応じて当行の子会社の内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。

ホ　監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

ヘ　監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

（運用状況の概要）

当行グループの業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定めるとともに、内部監査委員会を３回開催し、年度内部監査計画の審議・決定、監査結果の報告を実施した。また、年度内部監査計画及び監査結果について、内部監査委員会における審議・決定、報告を経た上で取締役会への報告を実施するとともに、年度内部監査計画に基づく個別監査の実施計画及び監査結果について、監査部より、内部監査を担当する取締役に対して報告した。更に、監査部は、内部監査の効率的な実施のため監査役・会計監査人と情報・意見交換を実施した。

（７）監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

イ　当行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。

ロ　前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

ハ　監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

（運用状況の概要）

監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し職員を配置している。

（８）監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項

イ　当行は、監査役の職務を補助する職員（以下「監査役室職員」という。）の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

ロ　当行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、当行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。

（イ）　常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること

（ロ）　当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと

（ハ）　当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること

（ニ）　当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと

（ホ）　当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること

（ヘ）　常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

（運用状況の概要）

監査役の職務を補助する職員の人事考課その他の人事に関する事項の決定については、常勤監査役の同意を得る等、当該職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性を確保するための体制を整備している。

（９）取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ　当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役は、直接又は間接の方法により、随時、その職務の執行状況等を的確に当行の監査役に報告する。

ロ　当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役は、当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について直接又は間接の方法により、当行の監査役に速やかに報告する。

ハ　当行グループは、前ロに基づき報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

（運用状況の概要）

代表取締役及び業務を執行する取締役は、担当する出融資保証等業務、資金調達、リスク管理等の状況について、監査役が出席する取締役会等において適時・的確に報告している。また、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役が当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見・報告したときは、監査役が出席するコンプライアンス・顧客保護等管理委員会において議論される仕組みとなっている。法務・コンプライアンス統括室長は、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役が発見・報告した事案のうち当行としての意思決定又は対外的な説明を直ちに必要とする事案又はそのおそれのある事案については、直ちに総裁、企画部門担当取締役及び企画部門長に報告するとともに、速やかにその内容を経営企画部その他関係部室等及び監査役に報告する体制を整備している。

また、当行グループは、上記に基づき報告を行った当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わないことを内部規程において定めている。

（１０）監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

ロ　監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

ハ　総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

ニ　監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。

ホ　監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

（運用状況の概要）

監査役は、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役から適時・的確に職務の執行状況について報告を受けており、取締役会のほか、経営会議、業務決定会議及び統合リスク管理委員会等に出席して、必要な意見を述べているほか、総裁、法務・コンプライアンス統括室、監査部、会計監査人との間でそれぞれ会合を実施し、意見交換を行っている。

（１１）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、前（１０）の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は当行が負担する。

（運用状況の概要）

監査役の職務の執行において生ずる費用については、監査役との協議に基づき、適切に予算を配布し、監査役の職務の執行について生じた費用又は債務については、当行がすべて負担している。

7　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

以　上

附属明細書（事業報告関係）

（2023 年４月１日から 2024 年３月 31 日まで）

１．役員について重要な兼職状況の明細

事業報告「４　役員に関する事項」に記載のとおりです。

２．事業報告の内容を補足するその他の重要な事項

該当事項はありません。

以　上

【計算書類】
1　株式会社国際協力銀行

第12期末（2024年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**2,564,654**	**借用金**	**9,193,988**
現金	0	借入金	9,193,988
預け金	2,564,653	**社債**	**6,636,856**
有価証券	**336,319**	**その他負債**	**1,312,677**
株式	255	未払費用	157,420
その他の証券	336,064	前受収益	10,087
貸出金	**16,423,476**	金融派生商品	1,032,900
証書貸付	16,423,476	金融商品等受入担保金	37,350
その他資産	**1,296,512**	リース債務	9
前払費用	1,170	その他の負債	74,909
未収収益	222,702	**賞与引当金**	**660**
金融派生商品	38,107	**役員賞与引当金**	**10**
金融商品等差入担保金	1,033,820	**退職給付引当金**	**4,631**
その他の資産	712	**役員退職慰労引当金**	**52**
有形固定資産	**32,793**	**支払承諾**	**1,522,529**
建物	5,616	**負債の部合計**	**18,671,407**
土地	24,311	（純資産の部）	
建設仮勘定	1,114	**資本金**	**2,211,800**
その他の有形固定資産	1,750	**利益剰余金**	**1,109,809**
無形固定資産	**11,462**	利益準備金	1,046,875
ソフトウエア	11,462	その他利益剰余金	62,934
支払承諾見返	**1,522,529**	繰越利益剰余金	62,934
貸倒引当金	**△536,412**	**株主資本合計**	**3,321,609**
		その他有価証券評価差額金	**41,226**
		繰延ヘッジ損益	**△382,907**
		評価・換算差額等合計	**△341,680**
		純資産の部合計	**2,979,929**
資産の部合計	**21,651,336**	**負債及び純資産の部合計**	**21,651,336**

【株式会社国際協力銀行】

第12期 （2023年４月１日から 2024年３月31日まで） 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**1,123,950**
資金運用収益	**1,021,286**	
貸出金利息	972,232	
有価証券利息配当金	6,931	
預け金利息	42,088	
その他の受入利息	34	
役務取引等収益	**29,384**	
その他の役務収益	29,384	
その他業務収益	**53,651**	
外国為替売買益	53,473	
金融派生商品収益	178	
その他経常収益	**19,627**	
償却債権取立益	11,591	
株式等売却益	3,150	
組合出資に係る持分損益	4,671	
その他の経常収益	214	
経常費用		**1,060,138**
資金調達費用	**902,748**	
借用金利息	362,856	
社債利息	175,095	
金利スワップ支払利息	360,427	
その他の支払利息	4,369	
役務取引等費用	**3,946**	
その他の役務費用	3,946	
その他業務費用	**1,991**	
社債発行費償却	1,107	
その他の業務費用	884	
営業経費	**25,566**	
その他経常費用	**125,887**	
貸倒引当金繰入額	125,886	
その他の経常費用	0	
経常利益		**63,811**
特別利益		**5**
固定資産処分益	5	
特別損益		**882**
減損損失	882	
当期純利益		**62,934**

第12期 （2023年４月１日から 2024年３月31日まで） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,108,800	966,930	159,890	1,126,821	3,235,621
当期変動額					
新株の発行	103,000				103,000
準備金繰入		79,945	△79,945	—	—
国庫納付			△79,945	△79,945	△79,945
当期純利益			62,934	62,934	62,934
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	103,000	79,945	△96,956	△17,011	85,988
当期末残高	2,211,800	1,046,875	62,934	1,109,809	3,321,609

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	25,300	△323,123	△297,823	2,937,797
当期変動額				
新株の発行				103,000
準備金繰入				—
国庫納付				△79,945
当期純利益				62,934
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,926	△59,784	△43,857	△43,857
当期変動額合計	15,926	△59,784	△43,857	42,131
当期末残高	41,226	△382,907	△341,680	2,979,929

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（1948年法律第25号）第２条第２項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

また、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産及び金融負債については、法的に有効なISDAマスターネッティング契約を有する場合には、取引先毎に金融資産及び金融負債を相殺した金額を貸借対照表に計上しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　３年～50年

その他　　２年～75年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、行内における利用可能期間（５年以内）に基づいて償却しております。

４．繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く。）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ･フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金　　536,412百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類　連結注記表　重要な会計上の見積り」に記載した内容をご参照ください。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式等及び出資金総額　92,212百万円

２．株式会社国際協力銀行法に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	該当事項はありません
危険債権額	342,460百万円
３月以上延滞債権額	123,852百万円
貸出条件緩和債権額	177,995百万円
合計額	644,308百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

３月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに３月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

３．当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は、3,096,208百万円であります。

４．株式会社国際協力銀行法第34条の規定により当行の総財産を当行の発行するすべての社債の一般担保に供しております。なお、発行する社債は6,636,856百万円であります。

５．有形固定資産の減価償却累計額　5,063百万円

６．偶発債務

当行は、2012年４月１日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券60,000百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第２項の規定により当行の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

７．株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第26条の２各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が０を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後３月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第26条の２各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が０を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が０となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	569百万円
その他経常取引に係る収益総額	4百万円

２．関係会社との取引による費用

その他経常取引に係る費用総額	5,356百万円

（有価証券関係）

１．売買目的有価証券（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式等（2024年３月31日現在）

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

（注）　上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社株式及び組合出資金	9,116
関連会社株式等及び組合出資金	83,095
合　　計	92,212

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

４．その他有価証券（2024年３月31日現在）

	種　　類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差　　額 （百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	2,403	2,367	35
	小計	2,403	2,367	35
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	51,476	53,200	△1,723
	小計	51,476	53,200	△1,723
合　　計		53,879	55,567	△1,688

（注）　上記に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （百万円）
非上場株式等	85,931
組合出資金	104,296
合　　計	190,227

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

５．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

種　類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	－	－	－
債券	－	－	－
国債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	18,917	3,150	－
合　計	18,917	3,150	－

６．減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（税効果会計関係）
当行は、法人税法（1965年法律第34号）第２条第５号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

（関連当事者との取引関係）

１．親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注４）	科　目	期末残高（注４）
主要株主	財務省（財務大臣）	被所有 直接 100％	政策金融行政	増資の引受（注１）	103,000	—	—
				資金の受入（注２）	5,632,677	借入金	9,193,988
				借入金の返済	5,728,455		
				借入金利息の支払（注２）	362,856	未払費用	101,936
				社債への被保証（注３）	6,616,856	—	—

（注）１．増資の引受は、当行が行った株主割当増資を１株につき１円で引き受けたものであります。
２．資金の受入は、財政投融資特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。
３．社債への被保証については、保証料の支払はありません。
４．取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

２．兄弟会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人国際協力機構	なし	連帯債務関係	連帯債務	20,000（注１、３）	—	—
	株式会社日本政策金融公庫				60,000（注２、３）	—	—

（注）１．株式会社国際協力銀行法附則第12条第１項の規定により当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法（2002年法律第136号）附則第４条第１項の規定により独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第４条第２項の規定により独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
２．株式会社国際協力銀行法附則第17条第１項第２号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第２項の規定により当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
３．連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	１円44銭
１株当たりの当期純利益金額	０円03銭

計算書類の附属明細書

第12期 事業年度	自	2023年４月１日
	至	2024年３月31日

株式会社国際協力銀行

1．有形固定資産及び無形固定資産明細書

（単位：百万円、%）

資産の種類	当期首残高(帳簿価額)	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高(帳簿価額)	償却累計額	償却累計率
有形固定資産							
建　　物	3,665	2,330	96 (96)	283	5,616	2,336	30.22
土　　地	24,311	－	－	－	24,311	－	－
建設仮勘定	1,869	3,347	4,103	－	1,114	－	－
その他の有形固定資産	863	1,528	120 (117)	520	1,750	2,727	61.90
有形固定資産計	30,710	7,207	4,320 (214)	803	32,793	5,063	
無形固定資産							
ソフトウエア	8,461	8,006	2,173 (668)	2,832	11,462	11,079	
無形固定資産計	8,461	8,006	2,173 (668)	2,832	11,462	11,079	

（注）当期減少額欄における（ ）内は減損損失の計上額（内書き）であります。

２．引当金明細書

（単位：百万円）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	410,526	319,871	－	193,984	536,412
一般貸倒引当金	140,274	208,574	－	140,274	208,574
個別貸倒引当金	237,326	85,632	－	20,784	302,173
特定海外債権引当勘定	32,925	25,663	－	32,925	25,663
賞与引当金	614	660	614	－	660
役員賞与引当金	10	10	10	－	10
退職給付引当金	5,690	7	681	384	4,631
役員退職慰労引当金	37	14	－	－	52
計	416,878	320,564	1,305	194,369	541,767

（注）　当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……　洗替による取崩額

個別貸倒引当金……　回収等による取崩額

特定海外債権引当勘定……　洗替による取崩額

退職給付引当金……　見積額の変更による取崩額

３．営業経費明細書

（単位：百万円）

区　分	金　額
給料・手当	6,769
退職給付費用	△348
福利厚生費	974
減価償却費	3,636
土地建物機械賃借料	574
営繕費	663
消耗品費	409
給水光熱費	96
旅費	1,831
通信費	227
広告宣伝費	8
諸会費・寄付金・交際費	79
租税公課	1,021
その他	9,623
計	25,566

2　一般業務勘定

第12期末（2024年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**2,269,968**	**借用金**	**9,189,788**
現金	0	借入金	9,189,788
預け金	2,269,968	**社債**	**6,636,856**
有価証券	**319,769**	**その他負債**	**1,310,351**
株式	255	未払費用	157,414
その他の証券	319,514	前受収益	10,087
貸出金	**16,399,984**	金融派生商品	1,030,587
証書貸付	16,399,984	金融商品等受入担保金	37,350
その他資産	**1,294,100**	リース債務	9
前払費用	1,152	その他の負債	74,902
未収収益	222,647	**賞与引当金**	**650**
金融派生商品	38,107	**役員賞与引当金**	**10**
金融商品等差入担保金	1,031,450	**退職給付引当金**	**4,591**
その他の資産	742	**役員退職慰労引当金**	**51**
有形固定資産	**32,793**	**支払承諾**	**1,522,529**
建物	5,616	**負債の部合計**	**18,664,830**
土地	24,311	（純資産の部）	
建設仮勘定	1,114	**資本金**	**1,883,500**
その他の有形固定資産	1,750	**利益剰余金**	**1,109,109**
無形固定資産	**11,462**	利益準備金	1,046,379
ソフトウエア	11,462	その他利益剰余金	62,730
支払承諾見返	**1,522,529**	繰越利益剰余金	62,730
貸倒引当金	**△536,274**	**株主資本合計**	**2,992,609**
		その他有価証券評価差額金	**40,223**
		繰延ヘッジ損益	**△383,328**
		評価・換算差額等合計	**△343,105**
		純資産の部合計	**2,649,504**
資産の部合計	**21,314,335**	**負債及び純資産の部合計**	**21,314,335**

【一般業務勘定】

第12期 （2023年４月１日から 2024年３月31日まで） 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**1,122,254**
資金運用収益	**1,019,637**	
貸出金利息	970,584	
有価証券利息配当金	6,931	
預け金利息	42,088	
その他の受入利息	34	
役務取引等収益	**29,384**	
その他の役務収益	29,384	
その他業務収益	**53,552**	
外国為替売買益	53,374	
金融派生商品収益	178	
その他経常収益	**19,680**	
償却債権取立益	11,591	
株式等売却益	3,150	
組合出資に係る持分損益	4,671	
その他の経常収益	266	
経常費用		**1,058,646**
資金調達費用	**901,853**	
借用金利息	362,856	
社債利息	175,095	
金利スワップ支払利息	359,532	
その他の支払利息	4,368	
役務取引等費用	**3,668**	
その他の役務費用	3,668	
その他業務費用	**1,991**	
社債発行費償却	1,107	
その他の業務費用	884	
営業経費	**25,201**	
その他経常費用	**125,932**	
貸倒引当金繰入額	125,931	
その他の経常費用	0	
経常利益		**63,607**
特別利益		**5**
固定資産処分益	5	
特別損失		**882**
減損損失	882	
当期純利益		**62,730**

【一般業務勘定】

第12期 （2023年４月１日から 2024年３月31日まで） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	1,785,500	966,916	158,926	1,125,842	2,911,342
当期変動額					
新株の発行	98,000				98,000
準備金繰入		79,463	△79,463	－	－
国庫納付			△79,463	△79,463	△79,463
当期純利益			62,730	62,730	62,730
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	98,000	79,463	△96,195	△16,732	81,267
当期末残高	1,883,500	1,046,379	62,730	1,109,109	2,992,609

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	24,707	△323,734	△299,026	2,612,316
当期変動額				
新株の発行				98,000
準備金繰入				－
国庫納付				△79,463
当期純利益				62,730
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,515	△59,594	△44,079	△44,079
当期変動額合計	15,515	△59,594	△44,079	37,188
当期末残高	40,223	△383,328	△343,105	2,649,504

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（1948年法律第25号）第２条第２項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

また、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産及び金融負債については、法的に有効なISDAマスターネッティング契約を有する場合には、取引先毎に金融資産及び金融負債を相殺した金額を貸借対照表に計上しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　３年～50年

その他　　２年～75年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、行内における利用可能期間（５年以内）に基づいて償却しております。

４．繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く。）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ･フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金　　536,274百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「６．引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

当行は政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、与信先の信用状態の悪化等により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。このため、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクとして、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。当行が行っている対外経済取引の支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

貸倒引当金は、当行があらかじめ定めている自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定されますが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定や、キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り等が含まれております。

(注) 当行の与信に伴う信用リスクの詳細については、「(金融商品関係) １．金融商品の状況に関する事項　(2) 金融商品の内容及びそのリスク　イ　信用リスク」の記載をご参照ください。

② 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者等に関する将来見通し及びキャッシュ・フロー見積法における個別債権の将来キャッシュ・フローであります。

上記の仮定は、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否等によって影響を受けるため、当行の見積り及び判断は、経済環境の変化や新しい情報が利用可能となることにより随時評価し、変更しております。

そのため、主要な仮定に関する見積り及び判断は、貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

ロシア・ウクライナをめぐる国際情勢に関し、各国政府等はロシアへの経済制裁等の各種措置を講じておりますが、当事業年度においては、ロシア関連の与信先について、債務者区分判定の過程で当該措置が与信先の事業や債務履行に与える影響を精査し、個別に信用リスクへの影響を評価することを通じて、ロシア・ウクライナをめぐる国際情勢の影響を貸倒引当金に反映しております。今後、経済制裁等の措置の対象拡大や長期化等によって与信先の債務者区分に直接・間接的に影響が生じる可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症については、影響を受ける個別与信先の債務者区分判定の過程で、その影響を精査し貸倒引当金に反映しております。

これらの事象の今後の見通しには不確実性があるため、ロシア・ウクライナをめぐる国際情勢の趨勢や新型コロナウイルス感染症の状況が想定から大幅に変化した場合、翌事業年度末の貸倒引当金は増減する可能性があります。

また、当事業年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りでありますが、ロシア・ウクライナをめぐる国際情勢、新型コロナウイルス感染症の影響以外にも見積りの不確実性が高く、見積り時点の想定以上に債務者の業績や財務内容等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあります。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式等及び出資金総額　79,144百万円

２．株式会社国際協力銀行法に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	該当事項はありません
危険債権額	342,460百万円
３月以上延滞債権額	123,852百万円
貸出条件緩和債権額	177,995百万円
合計額	644,308百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

３月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに３月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

３．当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は、3,096,173百万円であります。

４．株式会社国際協力銀行法第34条の規定により当行の総財産を当行の発行するすべての社債の一般担保に供しております。なお、一般業務勘定が発行する社債は6,636,856百万円であります。

５．有形固定資産の減価償却累計額　5,063百万円

６．偶発債務

一般業務勘定は、2012年４月１日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券60,000百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第２項の規定により一般業務勘定の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

７．株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第26条の２各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が０を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後３月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第26条の２各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が０を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が０となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	569百万円
その他経常取引に係る収益総額	4百万円

２．関係会社との取引による費用

その他経常取引に係る費用総額	5,356百万円

（株主資本等変動計算書関係）

発行済株式の種類及び総数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,785,500,000,000	98,000,000,000	―	1,883,500,000,000

（注）　変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加　　98,000,000,000株

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」（各々保証含む。）及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法に基づき、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ　信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）　ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ　市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性がありますが、原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借用金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借用金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

ハ　流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ　信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等に

より返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ　市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置の上、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaRによる市場リスク量計測等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

（ⅰ）為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

（ⅱ）金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a　円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスク・ヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b　外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスク・ヘッジを行っております。

（ⅲ）市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、金利リスクと為替リスクの相関を考慮した市場リスク量（VaR）等を計測しており、当事業年度の一般業務勘定における市場リスク量（VaR）の状況は以下のとおりとなっております。

a　市場リスク量（VaR）の状況（当事業年度末）

1,920億円

b　市場リスク量（VaR）の計測手法

ヒストリカル法（信頼区間99%、保有期間１年、観測期間５年）

c　市場リスク量（VaR）によるリスク管理

VaRとは、①過去の特定期間（「観測期間」）の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率（「信頼区間」）の下で、③一定期間（「保有期間」）経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計

測の有効性を確認するため、VaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

・VaR値は、信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。

・VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、計測値が必ずしも将来時点で実現するものではありません。

・VaR値は、特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ　資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ　デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注１）参照)。また、現金預け金、金融商品等差入担保金及び金融商品等受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）有価証券			
その他有価証券（＊１）	53,879	53,879	－
（２）貸出金	16,399,984		
貸倒引当金（＊２）	△505,281		
	15,894,702	16,019,779	125,077
資産計	15,948,582	16,073,659	125,077
（１）借用金	9,189,788	9,134,381	△55,406
（２）社債	6,636,856	6,311,260	△325,596
負債計	15,826,645	15,445,642	△381,003
デリバティブ取引（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの（＊４）	(992,480)	(992,480)	－
デリバティブ取引計	(992,480)	(992,480)	－

（＊１）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和３年６月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

（＊３）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で表示しております。

（＊４）ヘッジ対象である貸出金等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年３月17日）を適用しております。

【一般業務勘定】

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（１）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額
①　非上場株式等（子会社・関連会社）（＊１）	11,185
②　非上場株式等（子会社・関連会社以外）（＊１）	82,448
③　組合出資金（子会社・関連会社）（＊２）	67,958
④　組合出資金（子会社・関連会社以外）（＊２）	104,296
合　　計	265,890

（＊１）非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注２）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
有価証券 　その他有価証券	－	200	30,900	3,200	9,600	9,300
貸出金（＊１）	2,119,296	4,455,268	3,328,154	2,734,140	1,898,493	1,534,152
合　計	2,119,296	4,455,468	3,359,054	2,737,340	1,908,093	1,543,452

（＊１）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない330,476百万円は含めておりません。

（注３）借用金及び社債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
借用金	423,380	565,466	6,398,941	826,300	751,500	224,200
社債	984,165	2,838,608	1,677,340	693,175	454,230	－
合　計	1,407,545	3,404,074	8,076,281	1,519,475	1,205,730	224,200

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
有価証券				
その他有価証券（＊１）				
円建外債	－	51,476	－	51,476
資産計	－	51,476	－	51,476
デリバティブ取引（＊２）				
金利関連	－	(381,636)	－	(381,636)
通貨関連	－	(610,844)	－	(610,844)
デリバティブ取引計	－	(992,480)	－	(992,480)

（＊１）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号令和３年６月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は2,403百万円であります。
（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

①第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又は評価・換算差額等		購入・売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他有価証券評価差額金					
－	－	35	2,367	－	－	2,403	－

②決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

（単位：百万円）

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には投資管理会社の承諾を要するもの	2,403

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
貸出金	－	－	16,019,779	16,019,779
資産計	－	－	16,019,779	16,019,779
借用金	－	9,134,381	－	9,134,381
社債	－	6,311,260	－	6,311,260
負債計	－	15,445,642	－	15,445,642

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

有価証券

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合や、公表された相場価格は存在しないが公社債売買参考統計値が入手できる場合にはレベル２の時価に分類しております。主に円建外債がこれに含まれます。

また、円建外債の一部については情報ベンダー等から入手した価格を時価としており、観察できないインプットを用いていない時価の評価モデルによる検証結果を踏まえ、当該時価はレベル２の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用リスク等を反映させた元利金の合計額をリスクフリー・レートで割り引いて時価を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であると考えられることから、当該時価はレベル３の時価に分類しております。

負　債

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借用金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットを用いていないことから、当該時価はレベル２の時価に分類しております。

社債

当行の発行する社債のうち、財投機関債については公社債売買参考統計値の価格を時価としており、当該時価はレベル２の時価に分類しております。また、政府保証外債については情報ベンダー等から入手した価格を時価としており、観察できないインプットを用いていない時価の評価モデルによる検証結果を踏まえ、当該時価はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

当行の保有するデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等を利用して時価を算定しております。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、クレジットスプレッド等であります。観察できないインプットを用いていないことからレベル２の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約取引等が含まれます。

（注２）時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．売買目的有価証券（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式等（2024年３月31日現在）

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

４．その他有価証券（2024年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	2,403	2,367	35
	小計	2,403	2,367	35
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	国債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	51,476	53,200	△1,723
	小計	51,476	53,200	△1,723
合　計		53,879	55,567	△1,688

５．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

種　類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	－	－	－
債券	－	－	－
国債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	18,917	3,150	－
合　計	18,917	3,150	－

６．減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

当行は、法人税法（1965年法律第34号）第２条第５号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

（持分法損益等関係）

関連会社に対する投資の金額	20,520百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	27,167百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	95百万円

（注）　一般業務勘定の関連会社のうち、当業務勘定の損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社等については、除外しております。

（関連当事者との取引関係）

１．親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注４）	科　目	期末残高（注４）
主要株主	財務省(財務大臣)	被所有 直接 100%	政策金融行政	増資の引受(注１)	98,000	—	—
				資金の受入(注２)	5,632,677	借入金	9,189,788
				借入金の返済	5,728,455		
				借入金利息の支払(注２)	362,856	未払費用	101,936
				社債への被保証(注３)	6,616,856	—	—

（注）１．増資の引受は、当行が行った株主割当増資を１株につき１円で引き受けたものであります。
２．資金の受入は、財政投融資特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。
３．社債への被保証については、保証料の支払はありません。
４．取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

２．兄弟会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人国際協力機構	なし	連帯債務関係	連帯債務	20,000（注１、３）	—	—
	株式会社日本政策金融公庫				60,000（注２、３）	—	—

（注）１．株式会社国際協力銀行法附則第12条第１項の規定により当行が承継した国際協力銀行既発債券のうち、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（2016年法律第41号）附則第３条第１項の規定により当業務勘定に整理されたものに対し、独立行政法人国際協力機構法（2002年法律第136号）附則第４条第１項の規定により独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第４条第２項の規定により独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
２．株式会社国際協力銀行法附則第17条第１項第２号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当行における各勘定単位ではなく、当行全体で負っているため、当行の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第２項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
３．連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	１円40銭
１株当たりの当期純利益金額	０円03銭

計算書類の附属明細書

第12期 事業年度	自	2023年４月１日
	至	2024年３月31日

株式会社国際協力銀行
（一般業務勘定）

【一般業務勘定】

1．有形固定資産及び無形固定資産明細書

（単位：百万円、%）

資産の種類	当期首残高(帳簿価額)	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高(帳簿価額)	償却累計額	償却累計率
有形固定資産							
建　　物	3,665	2,330	96 (96)	283	5,616	2,336	30.22
土　　地	24,311	－	－	－	24,311	－	－
建設仮勘定	1,869	3,347	4,103	－	1,114	－	－
その他の有形固定資産	863	1,528	120 (117)	520	1,750	2,727	61.90
有形固定資産計	30,710	7,207	4,320 (214)	803	32,793	5,063	
無形固定資産							
ソフトウエア	8,461	8,006	2,173 (668)	2,832	11,462	11,079	
無形固定資産計	8,461	8,006	2,173 (668)	2,832	11,462	11,079	

（注）当期減少額欄における（ ）内は減損損失の計上額（内書き）であります。

２．引当金明細書

（単位：百万円）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	410,342	319,733	－	193,801	536,274
一般貸倒引当金	140,090	208,436	－	140,090	208,436
個別貸倒引当金	237,326	85,632	－	20,784	302,173
特定海外債権引当勘定	32,925	25,663	－	32,925	25,663
賞与引当金	602	650	602	－	650
役員賞与引当金	9	10	9	－	10
退職給付引当金	5,651	－	675	384	4,591
役員退職慰労引当金	37	14	－	－	51
計	416,643	320,408	1,288	194,186	541,578

（注）　当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……　洗替による取崩額

個別貸倒引当金……　回収等による取崩額

特定海外債権引当勘定……　洗替による取崩額

退職給付引当金……　見積額の変更による取崩額

３．営業経費明細書

（単位：百万円）

区　分	金　額
給料・手当	6,667
退職給付費用	△356
福利厚生費	960
減価償却費	3,636
土地建物機械賃借料	565
営繕費	653
消耗品費	402
給水光熱費	95
旅費	1,803
通信費	224
広告宣伝費	8
諸会費・寄付金・交際費	78
租税公課	999
その他	9,464
計	25,201

3　特別業務勘定

第12期末（2024年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**294,685**	**借用金**	**4,200**
預け金	294,685	借入金	4,200
有価証券	**16,549**	**その他負債**	**2,360**
その他の証券	16,549	未払費用	5
貸出金	**23,492**	金融派生商品	2,312
証書貸付	23,492	その他の負債	41
その他資産	**2,446**	**賞与引当金**	**10**
前払費用	17	**役員賞与引当金**	**0**
未収収益	54	**退職給付引当金**	**39**
金融商品等差入担保金	2,370	**役員退職慰労引当金**	**0**
その他の資産	3	**負債の部合計**	**6,611**
貸倒引当金	**△138**	（純資産の部）	
		資本金	**328,300**
		利益剰余金	**700**
		利益準備金	496
		その他利益剰余金	203
		繰越利益剰余金	203
		株主資本合計	**329,000**
		その他有価証券評価差額金	**1,003**
		繰延ヘッジ損益	**420**
		評価・換算差額等合計	**1,424**
		純資産の部合計	**330,424**
資産の部合計	**337,035**	**負債及び純資産の部合計**	**337,035**

【特別業務勘定】

第12期 （2023年４月１日から 2024年３月31日まで） 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**1,796**
資金運用収益	**1,648**	
貸出金利息	1,648	
預け金利息	0	
その他の受入利息	0	
その他の業務収益	**99**	
外国為替売買益	99	
その他経常収益	**48**	
貸倒引当金戻入益	45	
その他の経常収益	2	
経常費用		**1,592**
資金調達費用	**895**	
借用金利息	0	
金利スワップ支払利息	894	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**278**	
その他の役務費用	278	
営業経費	**419**	
その他経常費用	**0**	
その他の経常費用	0	
経常利益		**203**
当期純利益		**203**

【特別業務勘定】

第12期 （2023年４月１日から 2024年３月31日まで） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	323,300	14	964	978	324,278
当期変動額					
新株の発行	5,000				5,000
準備金繰入		482	△482	―	―
国庫納付			△482	△482	△482
当期純利益			203	203	203
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,000	482	△760	△278	4,721
当期末残高	328,300	496	203	700	329,000

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	592	610	1,202	325,481
当期変動額				
新株の発行				5,000
準備金繰入				―
国庫納付				△482
当期純利益				203
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	411	△189	221	221
当期変動額合計	411	△189	221	4,942
当期末残高	1,003	420	1,424	330,424

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（1948年法律第25号）第２条第２項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

また、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産及び金融負債については、法的に有効なISDAマスターネッティング契約を有する場合には、取引先毎に金融資産及び金融負債を相殺した金額を貸借対照表に計上しております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く。）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ･フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金　　138百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「４．引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

当行は政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、与信先の信用状態の悪化等により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。このため、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクとして、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。当行が行っている対外経済取引の支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

貸倒引当金は、当行があらかじめ定めている自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定されますが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれております。

(注) 当行の与信に伴う信用リスクの詳細については、「(金融商品関係) １．金融商品の状況に関する事項　(2) 金融商品の内容及びそのリスク　イ　信用リスク」の記載をご参照ください。

② 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者等に関する将来見通しであります。

上記の仮定は、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否等によって影響を受けるため、当行の見積り及び判断は、経済環境の変化や新しい情報が利用可能となることにより随時評価し、変更しております。

そのため、主要な仮定に関する見積り及び判断は、貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症については、影響を受ける個別与信先の債務者区分判定の過程で、その影響を精査し貸倒引当金に反映しております。

なお、今後の見通しには不確実性があるため、新型コロナウイルス感染症の状況が想定から大幅に変化した場合、翌事業年度末の貸倒引当金は増減する可能性があります。

また、当事業年度末の貸倒引当金は現時点における最善の見積りでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響以外にも見積りの不確実性が高く、見積り時点の想定以上に債務者の業績や財務内容等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあります。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式総額　13,067百万円

２．株式会社国際協力銀行法に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	該当事項はありません
危険債権額	該当事項はありません
３月以上延滞債権額	該当事項はありません
貸出条件緩和債権額	該当事項はありません

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

３月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに３月以上延滞債権に該当しないものであります。

３．当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は、35百万円であります。

４．株式会社国際協力銀行法第34条の規定により当行の総財産を当行の発行するすべての社債の一般担保に供しております。なお、特別業務勘定においては社債は発行しておりません。

５．偶発債務

特別業務勘定は、2012年４月１日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券60,000百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第２項の規定により特別業務勘定の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

６．株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第26条の２各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が０を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後３月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第26条の２各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が０を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が０となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（株主資本等変動計算書関係）

発行済株式の種類及び総数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	173,300,000,000	5,000,000,000	―	178,300,000,000

（注）　変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加　　5,000,000,000株

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」（各々保証含む。）及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法に基づき、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ　信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）　ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ　市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性がありますが、原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借用金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借用金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

ハ　流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ　信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ　市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置の上、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaRによる市場リスク量計測等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

（ⅰ）為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

（ⅱ）金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a　円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスク・ヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b　外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスク・ヘッジを行っております。

（ⅲ）市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、金利リスクと為替リスクの相関を考慮した市場リスク量（VaR）等を計測しており、当事業年度の特別業務勘定における市場リスク量（VaR）の状況は以下のとおりとなっております。

a　市場リスク量（VaR）の状況（当事業年度末）

57億円

b　市場リスク量（VaR）の計測手法

ヒストリカル法（信頼区間99%、保有期間１年、観測期間５年）

c　市場リスク量（VaR）によるリスク管理

VaRとは、①過去の特定期間（「観測期間」）の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率（「信頼区間」）の下で、③一定期間（「保有期間」）経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

・VaR値は、信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。

・VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、計測値が必ずしも将来時点で実現するものではありません。

・VaR値は、特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ　資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ　デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注１）参照)。また、現金預け金及び金融商品等差入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）貸出金	23,492		
貸倒引当金（＊１）	△137		
	23,354	19,413	△3,940
資産計	23,354	19,413	△3,940
（１）借用金	4,200	4,179	△20
負債計	4,200	4,179	△20
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの（＊３）	(2,312)	(2,312)	－
デリバティブ取引計	(2,312)	(2,312)	－

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で表示しております。

（＊３）ヘッジ対象である貸出金等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年３月17日）を適用

しております。

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額
①　非上場株式等（子会社・関連会社）（＊１）	13,067
②　非上場株式等（子会社・関連会社以外）（＊１）	3,482
合　　計	16,549

（＊１）非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
貸出金	9,458	13,463	117	226	226	－

（注３）借用金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
借用金	－	4,200	－	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
デリバティブ取引（＊１）				
金利関連	－	482	－	482
通貨関連	－	(2,795)	－	(2,795)
デリバティブ取引計	－	(2,312)	－	(2,312)

（＊１）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
貸出金	－	－	19,413	19,413
資産計	－	－	19,413	19,413
借用金	－	4,179	－	4,179
負債計	－	4,179	－	4,179

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用リスク等を反映させた元利金の合計額をリスクフリー・レートで割り引いて時価を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であると考えられることから、当該時価はレベル３の時価に分類しております。

負　債

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借用金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットを用いていないことから、当該時価はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

当行の保有するデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等を利用して時価を算定しております。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、クレジットスプレッド等であります。観察できないインプットを用いていないことからレベル２の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約取引等が含まれます。

（注２）時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

当行は、法人税法（1965年法律第34号）第２条第５号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

（持分法損益等関係）

関連会社に対する投資の金額	12,742百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	13,991百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	44百万円

（注）　特別業務勘定の関連会社のうち、当業務勘定の損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社等については、除外しております。

（関連当事者との取引関係）

１．親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注３）	科　目	期末残高（注３）
主要株主	財務省（財務大臣）	被所有 直接 100％	政策金融行政	増資の引受（注１）	5,000	—	—
				借入金利息の支払（注２）	0	未払費用	0

（注）１．増資の引受は、当行が行った株主割当増資を１株につき１円で引き受けたものであります。
２．借入金利息の支払は、財政融資資金借入に係る利息の支払いであり、財政融資資金貸付金利が適用されています。
３．取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

２．兄弟会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社日本政策金融公庫	なし	連帯債務関係	連帯債務	60,000（注１、２）	—	—

（注）１．株式会社国際協力銀行法附則第17条第１項第２号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当行における各勘定単位ではなく、当行全体で負っているため、当行の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第２項の規定により当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
２．連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	１円85銭
１株当たりの当期純利益金額	０円00銭

計算書類の附属明細書

第12期 事業年度	自	2023年４月１日
	至	2024年３月31日

株式会社国際協力銀行
（特別業務勘定）

【特別業務勘定】

1．引当金明細書

（単位：百万円）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	183	138	－	183	138
一般貸倒引当金	183	138	－	183	138
賞与引当金	11	10	11	－	10
役員賞与引当金	0	0	0	－	0
退職給付引当金	39	7	6	－	39
役員退職慰労引当金	0	0	－	－	0
計	234	155	17	183	188

（注）　当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……　洗替による取崩額

【特別業務勘定】

2．営業経費明細書

（単位：百万円）

区分	金額
給料・手当	102
退職給付費用	7
福利厚生費	14
土地建物機械賃借料	63
営繕費	10
消耗品費	6
給水光熱費	1
旅費	27
通信費	3
広告宣伝費	0
諸会費・寄付金・交際費	1
租税公課	21
その他	158
計	419

【監査報告】

1　独立監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月２４日

株式会社国際協力銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田裕志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗田俊郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本宜幸

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月２４日

株式会社国際協力銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西田裕志

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栗田俊郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　橋本宜幸

監査意見

当監査法人は、株式会社国際協力銀行法第２６条の３が準用する会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の一般業務勘定の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月２４日

株式会社国際協力銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田裕志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗田俊郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本宜幸

監査意見

当監査法人は、株式会社国際協力銀行法第２６条の３が準用する会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の特別業務勘定の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

2　監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 12 期事業年度の株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第 26 条の 2 第 1 号に規定された一般業務及び同法第 13 条の 2 第 1 項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024 年 5 月 28 日

株式会社国際協力銀行　監査役会

常　勤　監　査　役　　那須　規子　㊞

監査役（社外監査役）　土屋　光章　㊞

監査役（社外監査役）　本村　彩　　㊞

3　監査役の監査報告書謄本

監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第26条の2第1号に規定された一般業務及び同法第13条の2第1項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024 年 5 月 28 日

株式会社国際協力銀行

常勤監査役　那須　規子　㊞

監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第26条の2第1号に規定された一般業務及び同法第13条の2第1項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024 年 5 月 28 日

株式会社国際協力銀行

監査役（社外監査役）　土屋　光章　㊞

監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第26条の2第1号に規定された一般業務及び同法第13条の2第1項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024 年 5 月 28 日

株式会社国際協力銀行

監査役（社外監査役）　本村　彩　㊞

令和５年度決算報告書

株式会社国際協力銀行

令和 5 年度 2020 株式会社国際協力銀行決算報告書

収　入　支　出　決　算

令和 5 年度における

収入済額は　1,290,923,459,072 円

であって

支出済額は　1,133,407,097,444 円

である。

したがって、収入が支出を超過すること　157,516,361,628 円

である。

また、一般業務勘定の決算において計上した株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）第26条の3第1項において読み替えて準用する会社法（平成17年法律第86号）第446条の剰余金の額は　62,730,592,243 円

であったので、株式会社国際協力銀行法第31条第1項並びに株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）第6条第1項第1号及び第2項第1号の規定により

31,365,296,121 円

を同勘定の準備金として積み立て、残余の額　31,365,296,122 円

を国庫に納付することとして、決算を結了した。

特別業務勘定の決算において計上した株式会社国際協力銀行法第26条の3第1項において読み替えて準用する会社法第446条の剰余金の額は　203,616,776 円

であったので、株式会社国際協力銀行法第31条第1項並びに株式会社国際協力銀行法施行令第6条第1項第2号及び第2項第2号の規定により　101,808,388 円

を同勘定の準備金として積み立て、残余の額　101,808,388 円

を国庫に納付することとして、決算を結了した。

次に、収入支出決算に係る各事項の総額を示せば、下表のとおりである。

1 収　　入

収入予算額 当初予算額（円）	収入予算額 予算補正追加額 予算補正修正減少額（△）（円）	収入予算額 合計（円）	収入済額（円）	収入予算額と収入済額との差（△は減）（円）
1,363,395,424,000	0	1,363,395,424,000	1,290,923,459,072	△ 72,471,964,928

2 支　　出

支出予算額 当初予算額（円）	支出予算額 予算補正追加額 予算補正修正減少額（△）（円）	支出予算額 合計（円）	前年度繰越額（円）	予備費使用額（円）	予算総則の規定による経費増額（円）	支出予算現額（円）	支出済額（円）	翌年度繰越額（円）	不用額（円）
1,329,702,421,000	0	1,329,702,421,000	0	0	0	1,329,702,421,000	1,133,407,097,444	0	196,295,323,556

〔事項別内訳〕

項	事項	支出予算額（円）	前年度繰越額（円）	予備費使用額（円）	予算総則の規定による経費増額（円）	流用等増△減額（円）	支出予算現額（円）	支出済額（円）	翌年度繰越額（円）	差引額（円）
01 事業損金	事務運営に必要な経費	24,614,682,000	0	0	0	0	24,614,682,000	23,255,018,295	0	1,359,663,705
	税金	341,136,000	0	0	0	0	341,136,000	301,005,097	0	40,130,903
	業務委託費	3,186,654,000	0	0	0	0	3,186,654,000	2,592,527,155	0	594,126,845
	支払利息及び社債発行諸費	1,301,326,838,000	0	0	0	0	1,301,326,838,000	1,107,258,546,897	0	194,068,291,103
09 予備費	予備費	233,111,000	0	0	0	0	233,111,000	0	0	233,111,000

〔収入支出決算額〕

1　収　　入

款・項・目	収入予算額（円）	収入済額（円）	収入予算額と収入済額との差（△は減）（円）	増減理由
0100-00　事業益金				
0101-00　事業益金	1,002,462,656,000	941,891,855,782	△ 60,570,800,218	
0101-01　貸付金利息	994,475,242,000	929,796,549,098	△ 64,678,692,902	貸付金の貸付利回りが予定を下回ったこと等のため
0101-02　保証料	7,987,414,000	5,498,569,982	△ 2,488,844,018	支払承諾に係る収入が予定より少なかったため
0101-03　配当金収入	0	6,596,736,702	6,596,736,702	出資先からの配当があったため
0200-00　雑収入	360,932,768,000	349,031,603,290	△ 11,901,164,710	
0201-00　運用収入				
0201-01　運用収入	6,893,568,000	40,121,514,739	33,227,946,739	預け金の残高が予定より多かったこと等のため
0202-00　雑収入	354,039,200,000	308,910,088,551	△ 45,129,111,449	
0202-02　労働保険料被保険者負担金	36,188,000	35,144,371	△ 1,043,629	
0202-01　雑収入	354,003,012,000	308,874,944,180	△ 45,128,067,820	受入雑利息の収入が予定より少なかったこと等のため
収入合計	1,363,395,424,000	1,290,923,459,072	△ 72,471,964,928	

2 支　　出

項　　目	支出予算額 (円)	前年度繰越額 (円)	予備費使用額 (円)	予算総則の規定による経費増額 (円)	流用等増△減額 (円)	支出予算現額 (円)	支出済額 (円)	翌年度繰越額 (円)	不用額 (円)	備考
01 事業損金	1,329,469,310,000	0	0	0	0	1,329,469,310,000	1,133,407,097,444	0	196,062,212,556	不用額を生じたのは、金利の低下に伴い支払雑利息及び外国為替資金借入金利息が減少したこと等により、支払利息を要することが少なかったこと等のため
1-01 役員給	194,648,000	0	0	0	1,500,000	196,148,000	195,742,002	0	405,998	役員給に不足を生じたため （目）職員諸手当から1,500,000円流用
1-02 職員基本給	3,503,460,000	0	0	0	0	3,503,460,000	3,410,518,068	0	92,941,932	
1-03 職員諸手当	2,804,115,000	0	0	0	△ 1,500,000	2,802,615,000	2,580,499,265	0	222,115,735	
1-04 超過勤務手当	552,109,000	0	0	0	0	552,109,000	517,139,636	0	34,969,364	
1-05 休職者給与	86,008,000	0	0	0	0	86,008,000	27,486,788	0	58,521,212	
1-06 退職手当	706,912,000	0	0	0	0	706,912,000	542,789,441	0	164,122,559	
5-07 諸支出金	1,137,088,000	0	0	0	0	1,137,088,000	1,029,443,262	0	107,644,738	
2-08 旅費	1,926,644,000	0	0	0	0	1,926,644,000	1,835,581,775	0	91,062,225	
3-09 業務諸費	13,606,553,000	0	0	0	0	13,606,553,000	13,092,921,832	0	513,631,168	
9-10 交際費	405,000	0	0	0	0	405,000	220,825	0	184,175	
9-11 債権保全費	96,740,000	0	0	0	0	96,740,000	22,675,401	0	74,064,599	
3-12 税金	341,136,000	0	0	0	0	341,136,000	301,005,097	0	40,130,903	
5-13 業務委託費	3,186,654,000	0	0	0	0	3,186,654,000	2,592,527,155	0	594,126,845	
9-14 支払利息	1,295,903,864,000	0	0	0	0	1,295,903,864,000	1,105,189,088,079	0	190,714,775,921	
3-15 社債発行諸費	5,422,974,000	0	0	0	0	5,422,974,000	2,069,458,818	0	3,353,515,182	
09 予備費 (9-‥)	233,111,000	0	0	0	0	233,111,000	0	0	233,111,000	
支出合計	1,329,702,421,000	0	0	0	0	1,329,702,421,000	1,133,407,097,444	0	196,295,323,556	

株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）第27条第1項の規定による監査役の意見

令和5年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和6年5月28日

株式会社国際協力銀行　監　査　役　那　須　規　子　㊞

監　査　役　土　屋　光　章　㊞

監　査　役　本　村　彩　㊞

財　産　目　録　（令和6年3月31日現在）

摘要		金額（円）
（資産の部）		
現金預け金		2,269,968,917,098
現金		30,000
預け金		2,269,968,887,098
銀行等預け金	日本銀行外4行	780,505,006,367
外貨預け金	三菱UFJ銀行外9行	1,489,463,880,731
	口	
有価証券		319,769,857,214
株式	1	255,000,000
その他の証券	57	319,514,857,214
外貨出資金	25	172,255,571,433
外貨株式出資金	19	93,379,457,997
外国債券	12	51,476,742,002
外国投資信託	1	2,403,085,782
貸出金		
証書貸付	1,257	16,399,984,028,298
その他資産		1,294,100,656,099
前払費用		1,152,952,332
未収収益		222,647,611,959
未収貸付金利息		211,161,737,640
未収保証料		1,679,702,848
未収受入手数料		2,078,959,053
未収融資取扱手数料		1,611,606,729
未収預け金利息		4,673,444,867
未収その他の受入利息		23,434,745
未収外国債券利息		103,315,942
その他の未収収益		1,315,410,135
金融派生商品		38,107,633,490
金融商品等差入担保金		1,031,450,000,000
その他の資産		742,458,318
仮払金		197,769,169
未収金		30,330,989
保証金その他		514,358,160

摘要			金額（円）
有形固定資産			32,793,785,046
		㎡	
建物	21棟　延	28,089	5,616,866,004
土地	12筆	24,965	24,311,827,962
建設仮勘定			1,114,145,917
その他の有形固定資産			
事業用動産	什器9,218点		1,750,945,163
無形固定資産			
ソフトウエア			11,462,669,411
支払承諾見返			1,522,529,678,649
貸倒引当金			△536,274,512,995
資産合計			21,314,335,078,820

【一般業務勘定】

摘　　要	口	金　額（円）	摘　　要	金　額（円）
（負債の部）				
借用金				
借入金	145	9,189,788,705,181		
外国為替資金借入金	99	6,241,488,705,181		
財政融資資金借入金	46	2,948,300,000,000		
社債	33	6,636,856,924,307		
その他負債		1,310,351,468,938		
未払費用		157,414,570,163		
未払借用金利息		101,936,610,798		
未払社債利息		54,011,878,284		
未払その他支払利息		828,878,995		
その他未払費用		637,202,086		
前受収益		10,087,265,864		
金融派生商品		1,030,587,924,039		
金融商品等受入担保金		37,350,000,000		
リース債務		9,413,580		
その他の負債		74,902,295,292		
保証担保金		70,453,163,141		
仮受金		4,426,776,156		
未払金		17,680,995		
資産取得未払金		4,675,000		
賞与引当金		650,787,364		
役員賞与引当金		10,290,796		
退職給付引当金		4,591,126,175		
役員退職慰労引当金		51,479,791		
支払承諾	173件	1,522,529,678,649		
負債合計		18,664,830,461,201		
正味財産		2,649,504,617,619		

財　産　目　録　（令和6年3月31日現在）

摘要		金額（円）	摘要	金額（円）
（資産の部）				
現金預け金				
預け金		294,685,095,846		
銀行等預け金	日本銀行外2行	290,106,191,851		
外貨預け金	三菱UFJ銀行	4,578,903,995		
	口			
有価証券				
その他の証券	3	16,549,879,910		
外貨出資金	1	12,742,611,545		
外貨株式出資金	2	3,807,268,365		
貸出金				
証書貸付	3	23,492,094,482		
その他資産		2,446,521,214		
前払費用		17,735,927		
未収収益		54,795,785		
未収貸付金利息		22,121,138		
未収預け金利息		9,013		
未収その他の受入利息		52,184		
その他の未収収益		32,613,450		
金融商品等差入担保金		2,370,000,000		
その他の資産				
未収金		3,989,502		
貸倒引当金		△138,009,645		
資産合計		337,035,581,807		

【特別業務勘定】

摘　　要		金　　額（円）	摘　　要	金　　額（円）
（　負　債　の　部　）				
	口			
借　用　金				
借　入　金				
財政融資資金借入金	1	4,200,000,000		
その他負債		2,360,103,464		
未払費用		5,691,425		
未払借用金利息		1,265		
未払その他支払利息		12,374		
その他未払費用		5,677,786		
金融派生商品		2,312,574,876		
その他の負債		41,837,163		
仮受金		11,295,557		
未払金		30,541,606		
賞与引当金		10,011,097		
役員賞与引当金		158,304		
退職給付引当金		39,992,573		
役員退職慰労引当金		772,030		
負債合計		6,611,037,468		
正味財産		330,424,544,339		